

国の動向、制度・法律等の概要

令和元年11月

目 次

国の動向	4
○ 少子化の進行と少子化対策.....	4
○ 子ども・子育て支援新制度の創設と待機児童解消対策.....	4
○ 子ども・若者を取り巻く環境の変化と健全育成のための施策.....	5
○ 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定.....	5
○ ひとり親家庭等への支援と子どもの権利擁護.....	5
主な制度・法改正・指針等の概要	7
○ 子ども・子育て支援新制度の概要.....	7
○ 子ども・子育て支援法の主な改正点.....	10
○ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の主な改正点.....	10
○ 児童福祉法等の改正及び児童虐待防止対策.....	12
○ ニッポン一億総活躍プラン.....	14
○ 子育て安心プラン.....	14
○ 新・放課後子ども総合プラン.....	14
○ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針.....	15
○ 子供・若者育成支援推進大綱.....	18

○ 少子化の進行と少子化対策

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行しています。国では、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、対策を進めてきました。平成 15 年（2003 年）には次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」を制定し、同年には総合的かつ長期的な少子化へ対処するため「少子化社会対策基本法」を制定しました。

しかし、平成 17 年（2005 年）の合計特殊出生率は 1.26 と過去最低を記録しました。予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年（2006 年）に少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を決定しました。

○ 子ども・子育て支援新制度の創設と待機児童解消対策

続いて平成 22 年（2010 年）の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定に合わせて少子化社会対策会議の下に「子ども・子育て新システム検討会議」を発足、新たな子育て支援の制度の検討を進めました。こうして平成 24 年（2012 年）8月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成 27 年度（2015 年度）から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。また、平成 26 年度（2014 年度）までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年度（2024 年度）末まで 10 年間延長されることにより、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られています。

その後、平成 28 年（2016 年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により「仕事・子育て両立支援事業」が創設され、多様な就労形態に対応するため保育サービスの拡大等を実施することで、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿確保に対応することになりました。

平成 29 年（2017 年）の合計特殊出生率は 1.43 と回復傾向にあるものの、依然として人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

少子化に加えて核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚えたり、希望する保育所に預けられない等の待機児童が生じていること、共働き家庭が増加する一方で仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと等が問題となっています。

国では、平成 29 年（2017 年）6月に「子育て安心プラン」を公表、平成 30 年（2018 年）9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童の解消と女性の就業率 80%に対応できる社会を目指しています。

これらの動きを受け、令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立により、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、また、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から実施されるものです。同年には「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が改正されています。

○ 子ども・若者を取り巻く環境の変化と健全育成のための施策

少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしていることから、青少年の健全育成のための総合的施策を推進することを目的として、平成15年（2003年）に「青少年育成施策大綱」が定められました。

さらに、時代の変化に対応した青少年育成施策の一層の推進を図るため、平成20年（2008年）に新しい「青少年育成施策大綱」が策定されました。

しかし、その後も深刻化する若者の社会的自立支援や子どもの安全・安心の確保など、多くの課題に対応するには、関連分野による総合的な施策の推進が必要であることから、「子ども・若者育成支援推進法」が成立、平成22年（2010年）に施行されました。同法に基づく大綱として、同年に「子ども・若者ビジョン」（子ども・若者育成支援推進大綱）が決定されました。

○ 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定

子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複雑化していることから、すべての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、平成28年（2016年）に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されました。

○ ひとり親家庭等への支援と子どもの権利擁護

わが国では、平成27年（2015年）の「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.9%であり、特にひとり親家庭の平均所得は他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの貧困率も50.8%と高い状況にあります。また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯割合は上昇傾向にあります。子どもの将来が家庭の経済状況等によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援等、さまざまな支援が求められています。

国では、平成14年（2002年）に「母子及び寡婦福祉法」を改正し、それに基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）などにより総合的な自立支援施策を展開してきました。平成24年（2012年）の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の成立に伴い、平成20年に策定された「基本方針」は平成26年度（2014年度）まで延長されました。

子どもの貧困が社会問題化する中、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけ

る社会の実現を目指し、平成 26 年（2014 年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行に続き、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改め、父子家庭への支援の拡大等、支援体制の強化が図られています。それに伴い、「基本方針」も改正されています（対象期間：平成 27 年度から平成 31 年度）。

児童虐待については、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題です。平成 28 年（2016 年）以降、国は「児童福祉法」を累次改正し、子どもが権利の主体であることを明確化、また、児童虐待防止対策の抜本的な強化を推進しています。

主な制度・法改正・指針等の概要

○ 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」は「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度（2015年度）から本格的にスタートしました。

「子ども・子育て関連3法」の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものです。

① 新制度の主なポイント

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により教育・保育の質を向上します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

② 新制度における給付・事業

子ども・子育て支援給付	児童手当等交付金	市町村主体
	児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
	子どものための教育・保育給付	
教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育等を受けた場合の給付	<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付費…幼稚園、保育所、認定こども園 ■地域型保育給付費…小規模保育（定員6～19人）、家庭的保育（定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育 	
子育てのための施設等利用給付※1		
施設等利用給付認定子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付	<ul style="list-style-type: none"> ■施設等利用費…認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 	
地域子ども・子育て支援事業		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">①利用者支援事業 <li style="width: 50%;">⑧延長保育事業 <li style="width: 50%;">②地域子育て支援拠点事業 <li style="width: 50%;">⑨病児保育事業 <li style="width: 50%;">③一時預かり事業 <li style="width: 50%;">⑩放課後児童クラブ <li style="width: 50%;">④乳児家庭全戸訪問事業 <li style="width: 50%;">⑪妊婦健康診査 <li style="width: 50%;">⑤養育支援訪問事業 <li style="width: 50%;">⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 （幼稚園〈未移行〉における低所得者世帯等 の子どもの食材費（副食費）に対する助成） <li style="width: 50%;">⑥子育て短期支援事業 <li style="width: 50%;">⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 <li style="width: 50%;">⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 	国主体
	仕事・子育て両立支援事業※2	
	<ul style="list-style-type: none"> ■企業主導型保育事業…事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業…繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援 	

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う際、「子どものための教育・保育給付」として、幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付」が、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付」が支給されます。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法」の一部改正により、「子育てのための施設等利用給付（※1）」が新設されました。

また、市町村は在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とする「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。

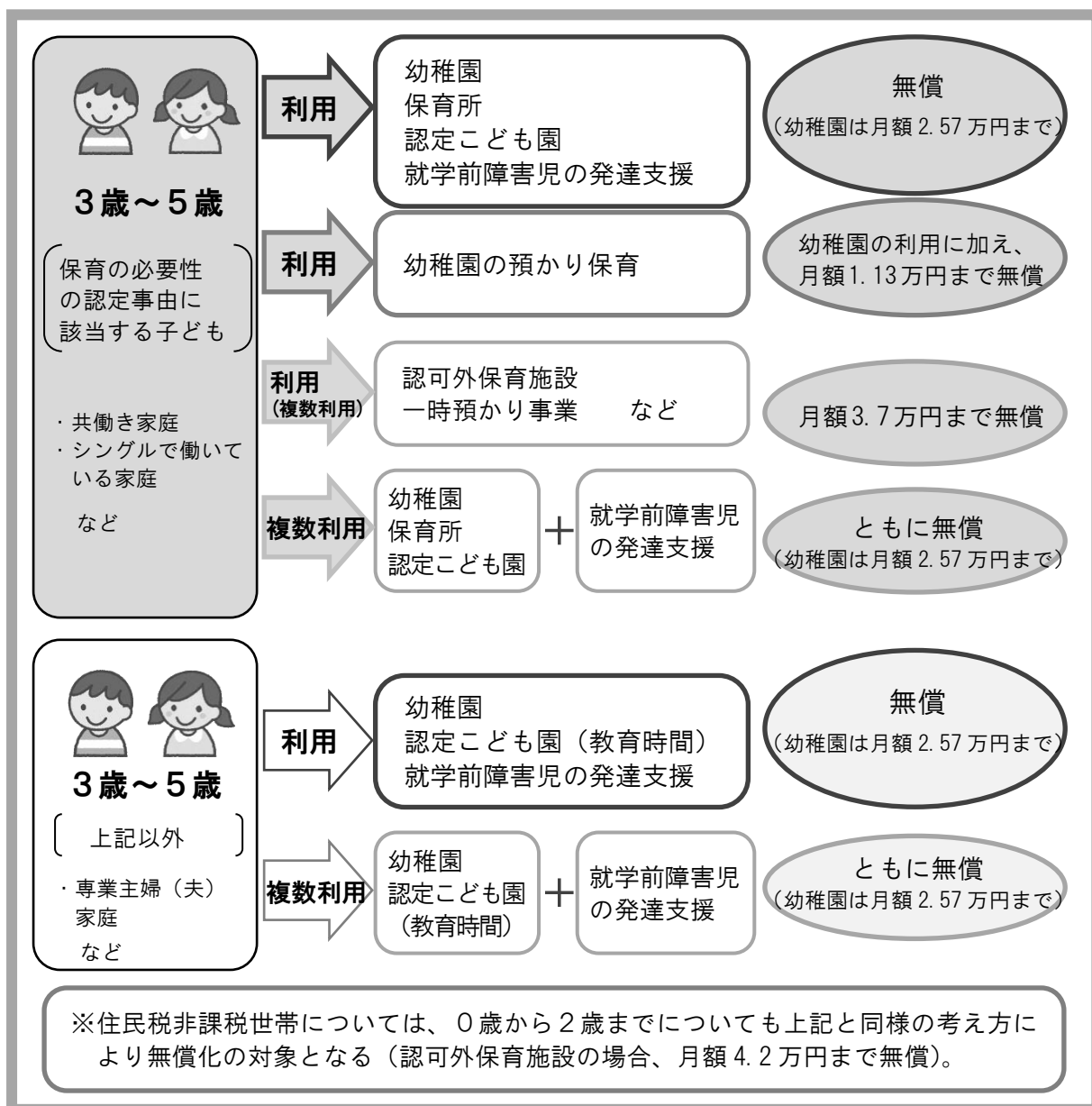
平成28年（2016年）の「子ども・子育て支援法」の一部改正により、国主体の「仕事・子育て両立支援事業（※2）」が創設されています。

③ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年（2019年）10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されることになりました。

保育園・幼稚園・認定こども園等の保育サービスを利用する3歳から5歳児クラスのすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化の対象となります。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



注1：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

注2：認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

注3：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

内閣府資料より作成

○ 子ども・子育て支援法の主な改正点

① 平成 28 年（2016 年）の一部改正

- 国主体の「仕事・子育て両立支援事業」の創設
- 事業主拠出金の率の引き上げ等

② 平成 30 年（2018 年）の一部改正

- 子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当
- 保育充実事業 ほか

③ 令和元年（2019 年）の一部改正（幼児教育・保育の無償化に係る改正）

- 子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。
- 子育てのための施設等利用給付の創設

○ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の主な改正点

令和元年10月に「子育てのための施設等利用給付」について基本指針に追加されたのに続き、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、また、子ども・子育て支援法の改正に伴い基本指針が改正され、令和2年4月から適用されます。

主な改正内容は次のとおりです。

基本的考え方

- ・幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備についても具体的に記載すること

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画とも調和が保たれたものとする

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- ① 教育・保育の量の見込みに当たっては、幼稚園の利用を希望する保護者の子どもの中で、保育を必要とする者の見込量を定めること
- ② 教育・保育の提供体制の確保については、保護者の就労時間だけでなく、就労時間帯についても勘案することが重要である
- ③ 教育の提供体制が不足する場合には、都道府県と市町村が連携して定員増加の検討を支援するとともに、市町村が設置する幼稚園・認定こども園の定員増加・入園対象年齢引き下げについて積極的に検討すること
- ④ 幼稚園の利用を希望する保護者の子どものうち、特に保育を必要とする者の預かりニーズに対応するよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び幼稚園

における預かり保育の充実支援を行う

- ⑤ 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう提供体制を確保すること、教育・保育を利用する際には、障害児相談支援等との連携や、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、事情に応じた丁寧な支援に取り組むこと
- ⑥ 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、「新・放課後子ども総合プラン」における市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容を踏まえつつ、放課後子供教室との一体型の推進を図るとともに、新たに放課後児童健全育成事業を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用すること
- ⑦ 加えて、児童館や社会教育施設等と連携し、活用を検討すること
- ⑧ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について条例を定めるに当たっては、その根拠を保護者等に十分に説明し理解を得るよう努めること
- ⑨ 放課後児童健全育成事業の目標事業量設定に当たっては、「新・放課後子ども総合プラン」において女性就業率80%を想定した整備を行うこととしているため、地域における女性就業率の動向も配慮すること
- ⑩ 子育て短期支援事業の目標事業量設定に当たっては、児童虐待に係る相談に応じた実績等も勘案して設定すること

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- ① 児童虐待防止対策の充実：市町村においては、児童虐待の早期発見、早期対応のため、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防すること
- ② 子どもの権利擁護：体罰によらない子育て等を推進するため、子育て世代包括支援センターや乳幼児健康診査の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行うこと、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子健康手帳や乳幼児健康診査の機会などを活用し、周知すること
- ③ 児童虐待の発生予防・早期発見：産後の初期段階における妊婦への支援等、支援を必要とする妊婦への支援を行うこと、また、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが重要である
- ④ 児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図り、相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めること、また、医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ること
- ⑤ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応について規定を追加
 - ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく、子ども家庭総合支援拠点の整備
 - ・幅広い関係者の参加を得る、個別ケースの情報共有、支援の状況を定期的に確認するなど、要保護児童対策地域協議会の取組の強化が必要
 - ・専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成や研修・講習会等への参加を通じた体制強化及び資質の向上を図ること

- ・児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、ICTの活用による情報共有を進める
 - ・一時保護等の実施が適当と判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求める。さらに都道府県と協力して児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行うこと
- ⑥ 障害児施策の充実等について、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進すること

その他

地域子ども・子育て支援事業についても、利用状況や利用希望が量の見込みと大きく乖離している場合には計画の見直しが必要となる。

○ 児童福祉法等の改正及び児童虐待防止対策

① 児童虐待相談対応件数の増加

児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向が続いており、重大な児童虐待事件が後を絶たない状況です。

② 平成28年（2016年）児童福祉法の一部改正の概要

児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の一部改正が行われました。

○児童福祉法の理念の明確化等

- ・子どもが権利の主体であること
- ・家庭と同様の環境における児童の養育の推進
- ・しつけを名目とした児童虐待の防止 等

○児童虐待の発生予防

- ・母子健康包括支援センターの設置努力
- ・支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等から市町村への情報提供に努めること 等

○児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ・市町村における支援拠点の整備
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・児童相談所設置自治体の拡大、児童相談所の体制強化 等

○被虐待児童への自立支援

- ・親子関係再構築支援について関係機関等の連携を明記
- ・里親委託等の推進 等

③ 「新しい社会的養育ビジョン」の策定

児童福祉法改正の理念を具体化するため、平成28年（2016年）に「新たな社会的

養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。

児童相談所の機能強化と一時保護改革、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化など、子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があるものと位置づけられ、具体的事業の目標年限も示されています。

④ 平成 29 年（2017 年）児童福祉法及び児童虐待防止等に関する法律の一部改正の概要

虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等の司法関与を強化すること、家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大等の改正が行われました。

⑤ 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定

虐待相談件数の急増や平成30年（2018年）3月の東京都目黒区の事案を踏まえ、子どもの安全確認などすべての子どもを守るためのルールの徹底等を内容とした「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が同年7月に決定されました。

⑥ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」の決定

同年12月には、緊急総合対策に基づき、児童相談所の児童福祉司約2,000人の増加を図るなどにより児童相談所の体制を強化することに加え、市町村の相談体制の強化も盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（2019年度～2022年度）が決定されました。

⑦ 「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定

平成31年（2019年）1月の野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、2月に通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設定することを内容とする「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が、3月には「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定されました。

⑧ 令和元年（2019 年）児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正の概要

児童虐待防止対策の強化を図るため、令和元年（2019年）6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

○児童の権利擁護

- ・児童のしつけに際して体罰を加えてはならない
- ・児童の意見表明権を保障する仕組みの構築 等

○児童相談所の体制強化

- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける
- ・児童相談所における弁護士等の配置促進 等

- 児童相談所の設置促進
- 関係機関間の連携強化
 - ・DV対策との連携強化
 - ・児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行う 等

○ ニッポン一億総活躍プラン

「一億総活躍社会」の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」からなる「新・三本の矢」を一体的に推進するため、平成28年（2016年）6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が決定されました。「希望出生率1.8」の実現に向け、働き方改革、多様な保育サービスの充実、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げています。

○ 子育て安心プラン

25歳から44歳の女性就業率が上昇し、保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」が公表されました。令和2年度（2020年度）末までに待機児童の解消を図るとともに、女性就業率80%に対応できるよう、約32万人分の受け皿整備を行うこととしました。

○ 新・放課後子ども総合プラン

平成26年（2014年）に策定された「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができることを目的としています。プランの進捗を踏まえ、平成30年（2018年）に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとしています。

また、計画的な整備を進めるため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととしています。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標

- ① 放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備すること
- ② すべての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す
- ③ 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- ④ 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹

底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

○ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

	平成 20 年度～平成 26 年度 主な内容	平成 27 年度～平成 31 年度 主な変更点
全体	「母子家庭等」	「母子家庭及び父子家庭」 (母子父子寡婦福祉法上の文言は「母子家庭等」とする)
方針のねらい	<p>(1) 母子家庭等施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭については経済的自立が重要であり、就業による自立支援の必要性が高まっている ・父子家庭についても家計面での困難を有する者の増加や子どもの養育、家事等生活面での支援の重要性が高い ・親の子どもに対する責務を果たすことを社会全体が当然のこととする気運を醸成し、養育費確保に向けた取組を推進する必要がある <p>(2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年の「母子及び寡婦福祉法」の改正により、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いた施策の実施 ・平成 24 年「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立 ・父子家庭も含めた母子家庭等施策の在り方について、国民一般に広 	<p>(1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び平成 26 年の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある <p>(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する国の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年には父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになった ・平成 26 年の関係法令の改正により、①都道府県等による母子家庭及び父子家庭へに支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備など支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課

	<p>く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを旨とするものである</p>	<p>を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられることとなった</p>
方針の対象期間	平成 20 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度
今後実施する施策の基本的な方向性	<p>(1)国、都道府県及び市町村の役割分担と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究、施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う ・都道府県及び市等では、基本方針に即した「自立促進計画」の策定等により計画的に施策を実施し、地域の実情に応じた支援を行う <p>(3)相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員は総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められ、市等は適正な配置と資質の向上の機会を提供する <p>(2)就業支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談の実施、就業支援講習会の実施、自立支援プログラムの策定等の施策を更に拡充し、母子家庭の母等の自立と生活の向上を図る必要がある 	<p>(1)国、都道府県及び市町村の役割分担と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市等では、平成 26 年の法改正を踏まえ、母子家庭等への支援措置の積極的かつ計画的な実施及び周知等に努める <p>(2)関係機関相互の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が相互に協力することが必要であり、課題が多岐にわたることから幅広い分野の関係機関が連携することが必要 <p>(3)相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・包括的な支援を行う相談支援体制を整えることが重要 ・相談窓口就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携して相談支援体制の充実を図る <p>(4)子育て・生活支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てと就業・就業のための訓練との両立のため、多様な保育サービスや子育て支援の活用とともに、家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、生活講習会や情報交換の場の提供等の施策の拡充、学習支援や児童訪問援助等の支援拡充 <p>(5)就業支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の積極的な実施と周知とともに、親の学び直しの視点も含めた就業支援の拡充が求められる <p>(6)養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の確保については離婚当事者に対する周知啓発や相談等に対応する者への支援が重要 ・面会交流については意義や課題を関係者が認識した上で取決め・実

	<p>(4) 福祉と雇用の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局の緊密な連携 	<p>施が適切になされるよう周知啓発や相談対応を実施</p> <p>(7) 福祉と雇用の連携</p> <p>(8) 子どもの貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策に関する大綱に基づく施策の実施
<p>実施する各施策の基本目標</p>	<p>(1) 子育てや生活の支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所への優先入所等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等 <p>(2) 就業支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等の実施 <p>(3) 養育費の確保策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、支援体制の整備促進 <p>(4) 経済的支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするための積極的な情報提供、実態等に対応した貸付金制度の整備と適正な実施、関係職員に対する研修の実施等 	<p>(1) 子育てや生活の支援策</p> <p>(2) 就業支援策</p> <p>(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会交流の取決めの促進を図る <p>(4) 経済的支援策</p>
<p>母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項</p>	<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援</p> <p>① 子育て支援、生活の場の整備</p> <p>② 就業支援策</p> <p>③ 養育費の確保策</p> <p>④ 経済的支援策</p>	<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援</p> <p>① 相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談窓口の整備 ・相談機関関係職員を対象とした研修等の実施 <p>② 子育て支援、生活の場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等の学習支援ボランティアの派遣等 <p>③ 就業支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親の学び直しの支援 ・在宅就業の支援 <p>④ 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会交流支援事業の実施 <p>⑤ 経済的支援策</p> <p>⑥ 広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等

○ 子供・若者育成支援推進大綱

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱として、平成22年（2010年）に「子ども・若者ビジョン」（子ども・若者育成支援推進大綱）が決定されました。その後、若者を含む国民から幅広く意見を募り、平成28年（2016年）に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されました。

① 「子ども・若者ビジョン」

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～
5つの理念

- ①子ども・若者の最善の利益を尊重
- ②子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- ③自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- ④子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- ⑤大人社会の在り方の見直し

3つの重点課題

- ①子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- ②困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- ③地域における多様な担い手の育成

② 「子供・若者育成支援推進大綱」

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

これまでの取組の中で、困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化してきました。

5つの重点課題

- ①全ての子供・若者の健やかな育成
- ②困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ③子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ④子供・若者の成長を支える担い手の養成
- ⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

基本的な施策のポイント

- ①全ての子供・若者の健やかな育成
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
- ②困難を有する子供・若者やその家族の支援
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ（訪問支援）に携わる人材の養成 等
- ③子供・若者の成長のための社会環境の整備
 - ・「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラム

の実施 等

⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- 留学支援の充実
- 先進的な理数教育の支援
- 情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- 地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
- 「地域おこし協力隊」の推進
- 国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
- 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- 内閣総理大臣表彰の創設 等